

平成18年度社会環境状況調査の結果について

～府内の携帯電話販売店におけるフィルタリングの紹介等に関する調査～

平成18年12月8日
府民労働部
(青少年課指導担当 414-4305)

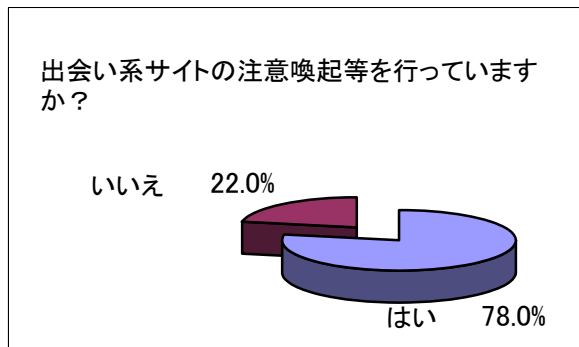
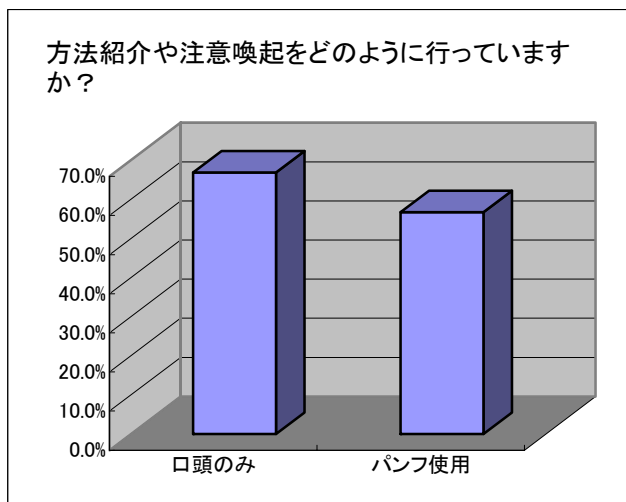
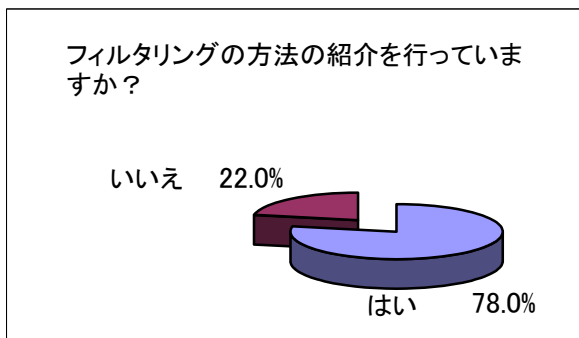
本年度の社会環境状況調査の結果について下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。
 なお、類似の調査は東京都が本年2月～3月にかけて実施した調査に次ぐもので、PTAなど関係機関で構成する青少年有害環境対策推進事業実行委員会における関係者への問題提起、店舗へのちらし配布等の京都府の周知啓発や業界の自主的努力により、店舗におけるフィルタリングの方法紹介等を行っている店舗の割合は、高くなっています。 **東京都;45.3%→京都府78.0%**

1 調査概要

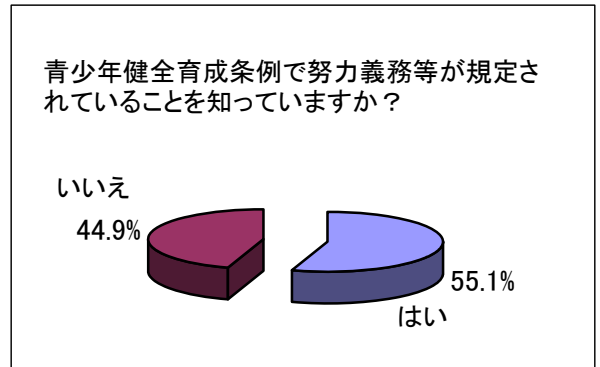
- ① 調査実施時期;平成18年9月27日～10月20日
- ② 調査・啓発の内容
携帯電話ショップ等への青少年健全育成条例上の努力義務(第18条の3)の周知調査及び啓発ちらしの配布
- ③ 調査方法;京都府社会環境浄化推進員による聞き取り調査

2 調査結果概要

- ① 調査対象店舗数;約280店舗
(青少年課が電話帳や携帯電話事業者のホームページ等を参考に作成した資料をもとに、自動車販売店や家電量販店等のコーナー販売を含め調査。)
- ② 調査店舗数;132店舗
- ③ 自主的努力基準の「保護者・青少年に対し、フィルタリングの方法の紹介を行う。」及び「保護者・青少年に対し、有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促す。」のいずれの項目の実施率も、それぞれ78.0%と高い水準であった。
- ④ ③の方法紹介や注意喚起をどのように行っているか尋ねたところ、「口頭の説明」が66.9%、「パンフレットの配布等」が56.7%であった。



- ⑤ 条例の規定や上記③の自主的努力基準について知っているか尋ねたところ、「知っている」と答えた店舗は55.1%にとどまった。



3 今後の対応

- ① 本日、京都府公館において開催の社会環境浄化懇談会において、上記調査結果を伝えるとともに、一層の自主的努力を要請する。
- ② 来年2月頃「子どもと携帯電話に関するフォーラム」を開催し、保護者・学校・事業者・地域等がそれぞれどのような取組が出来るか検討するとともに、府民への関心を高める。
- ③ 本年度中に、家庭においても簡単にフィルタリングソフトをダウンロードする仕方などをお知らせする情報モラルに関するポータルサイトを開設し、携帯電話やパソコンを通じ、青少年が有害な情報に接続しないような環境整備に努めていく。

<参考> 東京都調査との比較

	京都府	東京都
調査時期	平成18年9月～10月	平成18年2月～3月
調査対象店舗	携帯電話ショップ、家電量販店等 280店舗	家電量販店(携帯電話機器販売)、携帯電話機器販売店(直営専門店)等 889店舗
調査店舗数	132店舗	123店舗(有効回答数)
調査率	46.0%	13.8%(有効回答率)
調査方法	推進員による聞き取り調査	調査票郵送
フィルタリングの方法紹介	78.0%	9.1%(家電量販店:携帯販売) 45.3%(携帯電話専門販売店)
出会い系サイト等の注意喚起 条例の認知度	78.0%	—
	55.1%	18.2%(家電量販店:携帯販売) 26.7%(携帯電話専門販売店)